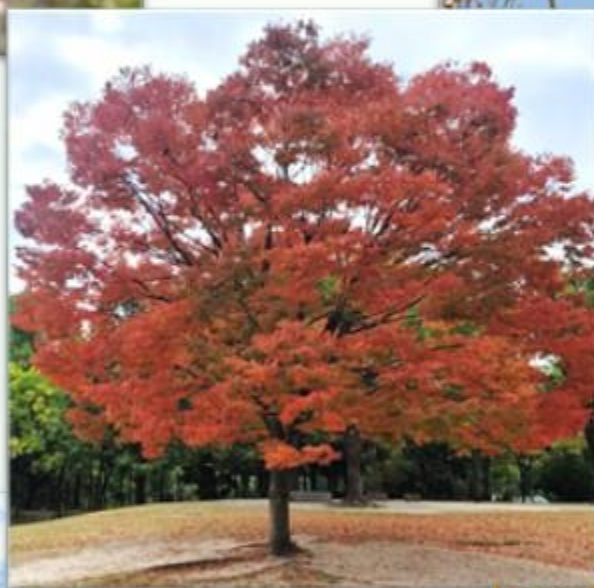


緑化計画整備マニュアル



吹田市土木部公園みどり室
〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番3号
電話番号 (06) 6834-5364

緑化計画整備マニュアル

目次

1. はじめに
2. 緑化計画 4 つの原則
3. 緑化率の基準について
4. 緑化面積の算定の手引き
5. よくある質問
6. 提出書類
7. 参考

1 はじめに

都市におけるみどりは、気象緩和作用、大気浄化作用、地球温暖化対策、生き物の生息空間の確保など自然への様々な機能や効果があり、また、疲労回復、ストレスの軽減効果など人への心理的効果も発揮するなど都市生活においてはなくてはならない重要な存在です。吹田市開発事業における手続等に関する条例の基本理念に則り、緑化の側面から良好な都市環境の保全及び形成を図っていくため、以下の4つの原則に基づき緑化計画の指導に努め、また、市民・事業者も同様に努めていくものです。

2 緑化計画の4つの原則

・ 低中高木等をバランスよく配置し、また、シンボル木となる高木の植栽、垂直緑化等、緑視効果にも配慮し、景観の向上に努めること。

・ 現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。

・ 植栽帯の位置は、道路との境界部分に集中的に植栽し、敷地外周部は、原則として生垣とする等、緑の公開性を確保すること。

・ 地球環境等への配慮から、ヒートアイランド現象に効果のある屋上緑化や野鳥保護等の観点から食餌樹木の使用に努めること。

3 緑化率の基準について

敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合、敷地内の緑化にあたっては、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例施行規則」の第35条に定められた緑化率以上を確保するようにしてください。

緑化率の基準は以下のとおりです。

なお、その他の建築物は市長と協議して定める割合を都度設定しておりますが、学校、保育所用途については、市内での計画が多いため、住宅及び店舗、事務所、倉庫又は工場の各パーセンテージの中間値(小数点以下は切り上げ)分以上の緑地を確保するものとしてあらかじめ設定し、協議を行っておりますのでご注意ください。

(ア) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域における緑化率

敷地面積 \ 建築物の用途	住宅	店舗、事務所、倉庫又は工場	その他の建築物	
				※学校・保育所の運用基準
500平方メートル未満	(30パーセント)	(30パーセント)	市長と協議して定める割合 (30パーセント)	(30パーセント)
500平方メートル以上 1000平方メートル未満	16パーセント (30パーセント)	8パーセント (30パーセント)		12パーセント (30パーセント)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	20パーセント (30パーセント)	10パーセント (30パーセント)		15パーセント (30パーセント)
3,000平方メートル以上 20,000平方メートル未満	25パーセント (30パーセント)	13パーセント (30パーセント)		19パーセント (30パーセント)
20,000平方メートル以上	30パーセント	16パーセント (30パーセント)		23パーセント (30パーセント)

備考 () 内の割合は、目標とする割合を指す。

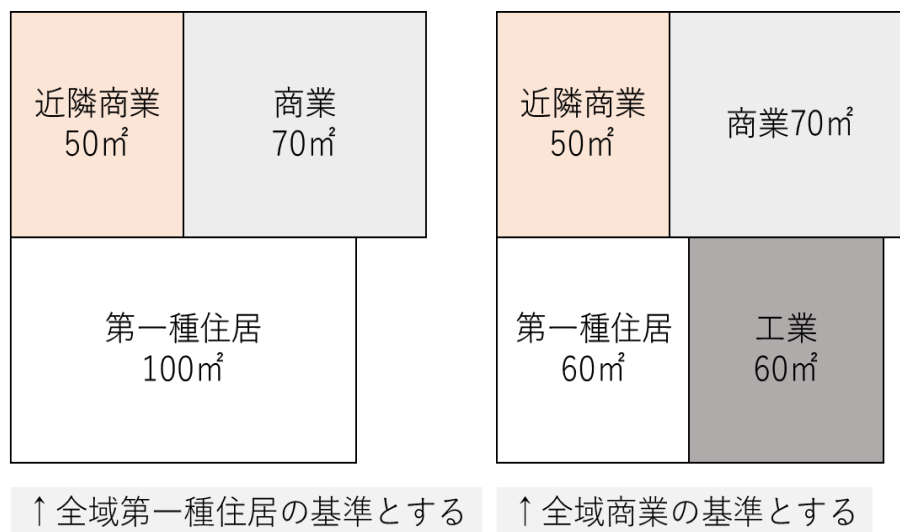
(イ) 商業地域又は近隣商業地域における緑化率

敷地面積 \ 建築物の用途	住宅	店舗、事務所、倉庫又は工場	その他の建築物	
				※学校・保育所の運用基準
500平方メートル未満	(30パーセント)	(30パーセント)	市長と協議して定める割合 (30パーセント)	(30パーセント)
500平方メートル以上 1000平方メートル未満	12パーセント (30パーセント)	6パーセント (30パーセント)		9パーセント (30パーセント)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	15パーセント (30パーセント)	8パーセント (30パーセント)		12パーセント (30パーセント)
3,000平方メートル以上 20,000平方メートル未満	20パーセント (30パーセント)	10パーセント (30パーセント)		15パーセント (30パーセント)
20,000平方メートル以上	23パーセント (30パーセント)	12パーセント (30パーセント)		18パーセント (30パーセント)

備考 () 内の割合は、目標とする割合を指す。

• 複数の用途地域にまたがる敷地の緑化率について

下図のように、複数の用途地域にまたがる敷地の場合、用途地域ごとの按分ではなく、敷地に占める割合が最も高い用途地域の基準を適用します。



• 複数の用途を持つ建築物の緑化率について

右図のように、1つの建築物に複数の用途がある場合、按分ではなく、その建築物の主用途に応じて緑化率を適用する運用となります。右図では、住宅が主用途であるため、住宅の基準での緑化率を求めます。



4 緑化面積の算定の手引き

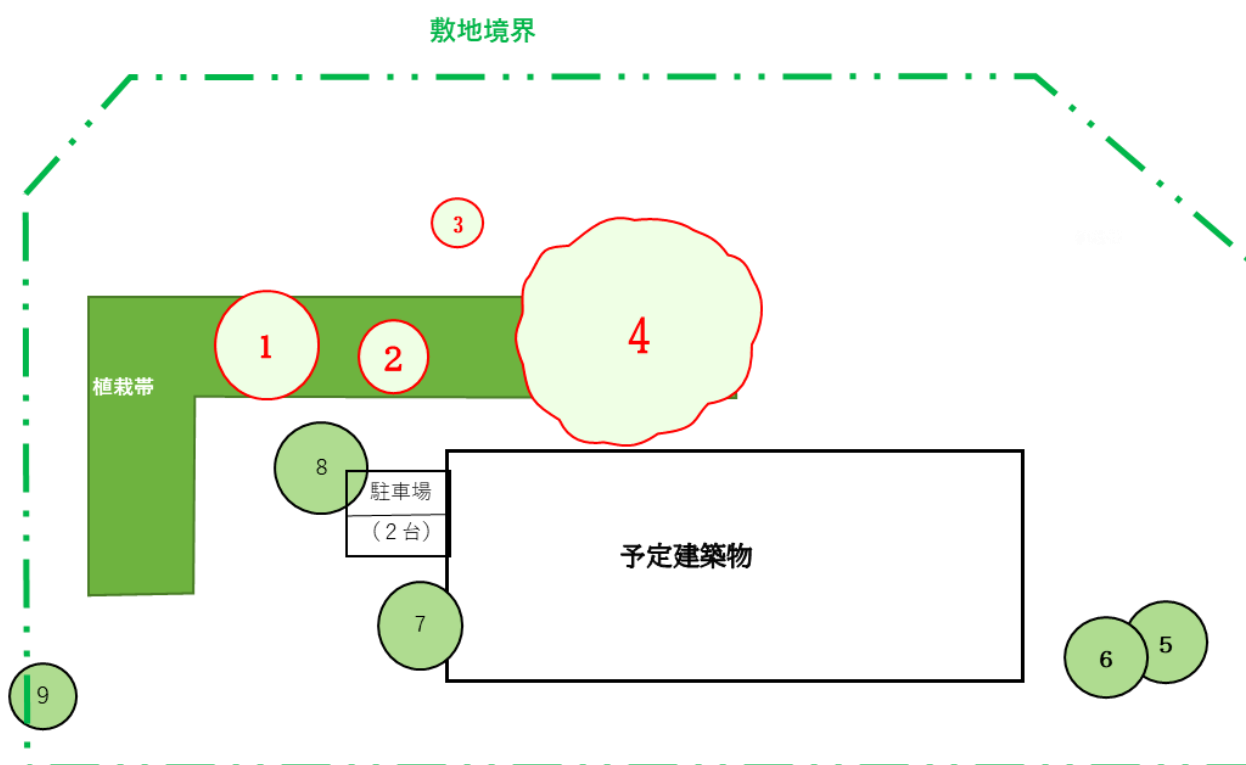
緑化面積については、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例施行基準」の第17条によって、算定方法が定められています。地上部の緑化については、本項を参考に算定してください。

項 目	算 定 方 法
低木による 緑化	・樹高$H=0.4\text{m}$、枝張$W=0.3\text{m}$の寸法以上を確保すること。 ・植栽密度は、樹種、規格に応じ適切な密度とすること。 ・緑化面積は、植栽された緑被地の水平投影面積とする。
中木による 緑化※	(1) 樹高$H=1.5\text{m}$、枝張$W=0.3\text{m}$の寸法以上を確保すること。 (2) 緑化面積は、中木1本につき5m^2として計算する。 (3) 直径1.8mの円で図面表示すること。低木による緑化部分や、芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物、駐車場などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。
高木による 緑化※	(1) 樹高$H=3.0\text{m}$、幹周$C=0.12\text{m}$、枝張$W=0.7\text{m}$の寸法以上を確保すること。 (2) 緑化面積は、高木1本につき10m^2として計算する。 (3) 直径2.5mの円で図面表示すること。低木による緑化部分や、芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。
シンボルツリー (敷地のシンボルとなる大木) による緑化※	(1) 樹高$H=5.0\text{m}$、幹周$C=0.3\text{m}$、枝張$W=2.0\text{m}$の寸法以上を確保すること。 (2) 緑化面積は、シンボルツリー1本目を20m^2として計算し、2本目以降を1本につき15m^2として計算する。 (3) 直径5.0mの円で図面表示すること。低木による緑化部分や、芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。
既存の樹木	※中・高木、シンボルツリーにおいて、既存の健全な樹木を保存する計画の場合、樹冠の水平投影面積か、各樹木(2)に規定されている計上方法で出された値のどちらか大きい方を、緑化面積に計上できる。ただし、(2)による計上方法を用いる場合は、(3)の規定のもと、図示すること。

【備考】

- ・タケ類については3本で中木1本、ササ類は地被として扱います。
- ・樹木の規格は植栽時点で満たしているようにしてください。規格を満たさない樹木は計上できません。
- ・消防活動空地・消防進入路、駐車場等、他法令等に基づいて整備される区域内において、樹木による緑化は緑化面積として計上できません。ただし、プレイロット等、当該区域に樹木を植栽することによって機能の妨げとならない場合には計上できます。
- ・次ページに記載されている、「接道部緑化」による加算規定は中高木には適用されません。

中高木・シンボルツリーによる緑化について（図）



- 1,2 →重複する植栽帯を含め計上可能。
3 →植栽帯の上でなくとも計上可能。
4 →既存樹は実際の水平投影面積に合わせた大きさでも計上可能。
5,6 →樹木の円同士が重なる場合、計上不可。
7 →樹木の円が工作物と重なる場合、計上不可。
8 →樹木の円が駐車場等、他法令により附置義務のある施設に重なる場合、計上不可。
9 →樹木の円が敷地の境界線から越境した場合、計上不可。

※本図は規定の参照用に作成されたものです。正確な縮尺で作成されたものではありません。

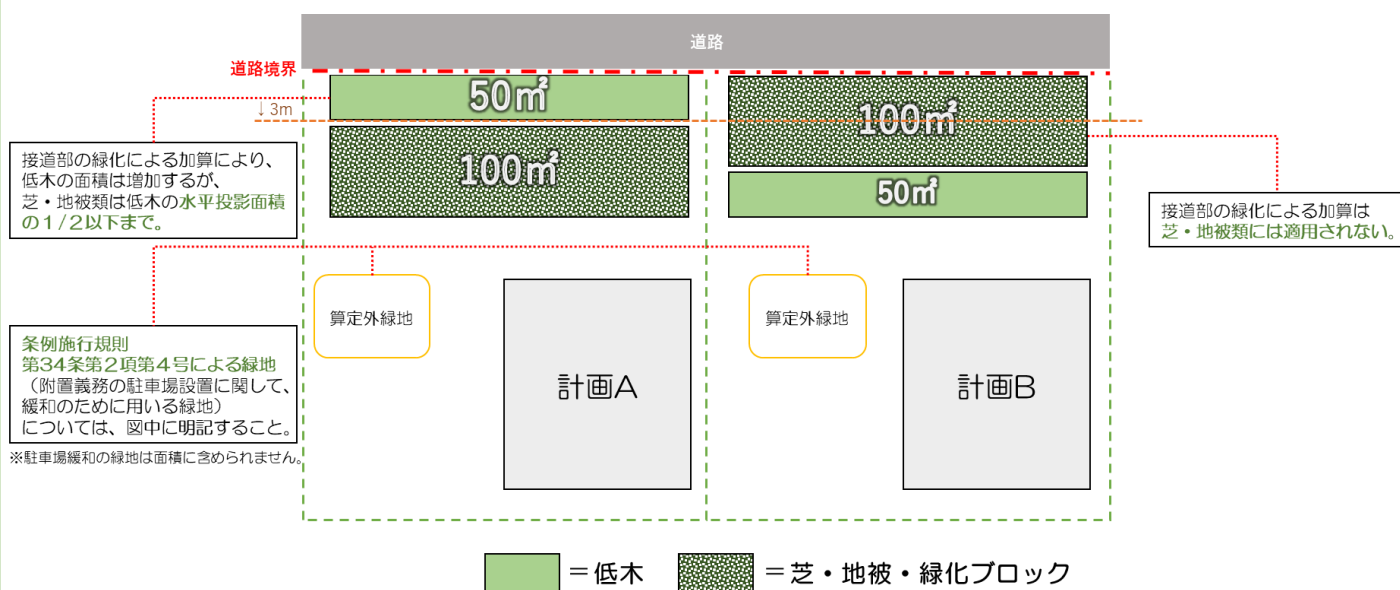
芝地被類の緑化やその他規定について

項 目	算 定 方 法
芝・地被植物 ・緑化ブロック による緑化	・芝・地被植物による緑化面積は、地上部の低木による緑化面積の2分の1まで計上できるものとする。 ・消防活動空地・消防進入路、駐車場、及び他法令等に基づき整備される区域等の緑被地は、緑化面積として計上できない。ただし、当該区域が、他の用途に転用されない位置、形態である上、植栽管理のため灌水設備を設置する等、適切な管理が可能であると認められる場合はこの限りではない。 ・地被植物の植栽密度は、植物の種類、規格に応じ適切な密度とすること。
接道部の緑化	・接道部から垂直に奥行き3mの範囲内における低木、生け垣（1mにつき3本以上）による緑化をいう。 ・緑視効果等による住環境への配慮があるとみなし、その水平投影面積の2分の1の面積を加算できるものとする。
その他	・緑被地内においては、他の用途と併用されていない縁石や灌水設備等、植栽を保持するために必要なものを除き、緑化面積に算定できないものとする。 ・バルコニーや階段下、^{ひさし}庇の下などの雨水や夜露のかからない場所は、緑化面積に算定できないものとする。ただし、灌水設備を設置する場合は、この限りでない。 ・共同住宅の専用庭内の植栽は、算定できないものとする。 ・移動可能なフラワーボックス等による緑化は、算定できないものとする。 ・その他詳細については、市長と協議のこと。

【備考】

- ・芝・地被類は、地上部における低木による緑化面積（水平投影面積）の2分の1まで面積に計上できます。低木による緑化面積は、接道部加算等を適用する前の面積であることに御注意ください。
- ・緑化ブロックについては、芝・地被同様に緑化面積に計上できます。製品ごとに定められている緑化率は考慮しません。
- ・接道部の緑化による加算は、地上部の低木に適用されます。中高木・芝地被類等には適用されません。
- ・ソーラーパネルや池などは、緑化面積に算定できないものとする。
- ・植栽地内の升・排水設備・看板などの構造物は、緑化面積から除去すること。
- ・灌水設備を設置した場合は、図示すること。
- ・接道緑化については、フェンス等で視界が遮られ、緑視効果が認められない場合、加算できません。

芝地被類による緑化について



緑地求積表 (㎡)

計画名	低木	接道緑化 (加算)	芝地被類 面積	芝地被類 算定面積	合計 (算定)
計画A	50	25	100	25	100
計画B	50	0	100	25	75

※本図は規定の参照用に作成されたものです。正確な縮尺で作成されたものではありません。

特殊緑化の算定方法

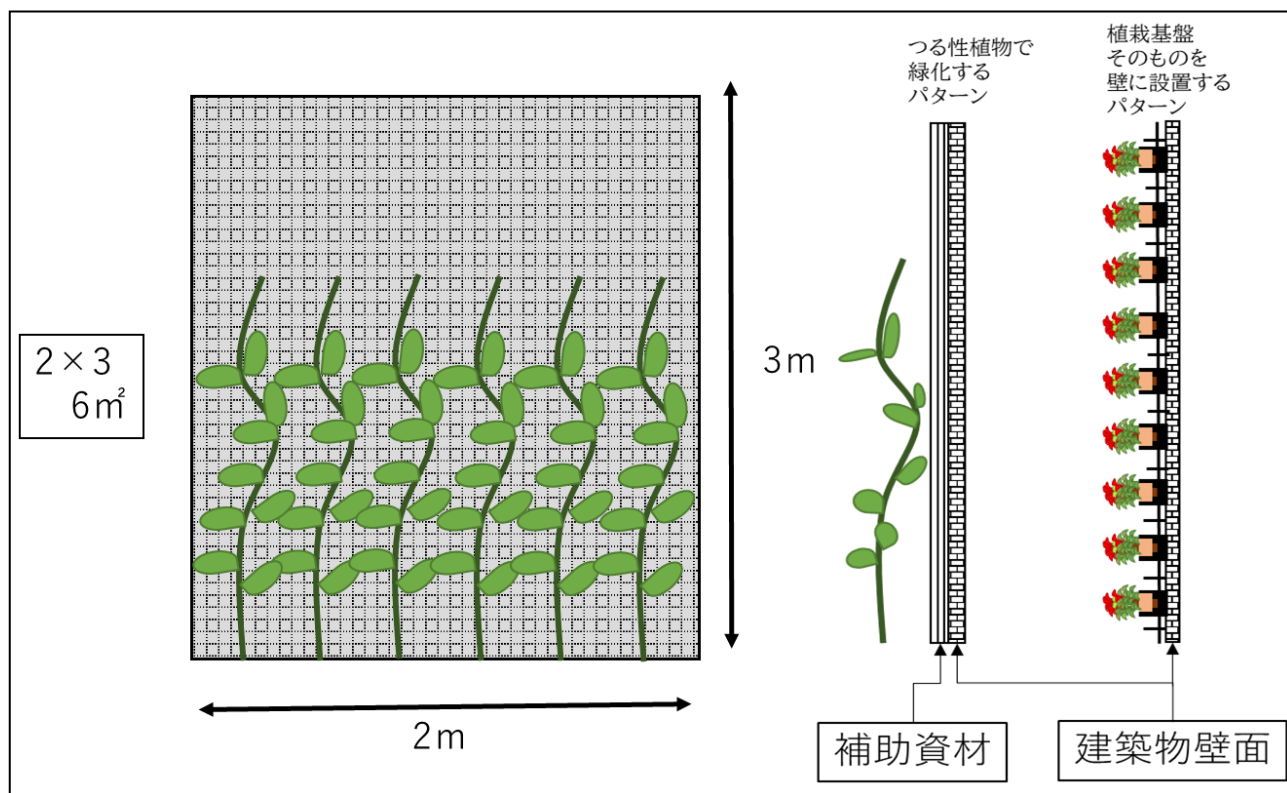
特殊緑化とは、壁面緑化を代表とする地上部での緑化以外の総称になります。地上部の緑化と同様に、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例施行基準」の第17条によって算定方法が定められています。下記の内容を満足している場合は、緑化面積に算定することが可能となっております。特殊な緑化については、本項を参考にして算定してください。

項 目	算 定 方 法															
人工地盤緑化	・ 下表に記載されている土被り以上を目安に確保する場合、緑化面積に算定できる。 <table><tr><th>項 目</th><th>保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ</th><th>客土厚さ</th></tr><tr><td>高木</td><td>40cm以上</td><td>80cm以上</td></tr><tr><td>中木</td><td>30cm以上</td><td>60cm以上</td></tr><tr><td>低木</td><td>20cm以上</td><td>40cm以上</td></tr><tr><td>芝・地被類</td><td>10cm以上</td><td>20cm以上</td></tr></table>	項 目	保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ	高木	40cm以上	80cm以上	中木	30cm以上	60cm以上	低木	20cm以上	40cm以上	芝・地被類	10cm以上	20cm以上
項 目	保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ														
高木	40cm以上	80cm以上														
中木	30cm以上	60cm以上														
低木	20cm以上	40cm以上														
芝・地被類	10cm以上	20cm以上														
屋上緑化	・ 下記の内容を満足する場合、緑化面積に算定することができる。 ア. 緑視効果や公開性に十分配慮したと認められる緑化 イ. 他の用途に転用されない位置・形態であり、適正な樹木等の管理が可能であると認められる場合 ・ 低木、中木、高木、芝・地被類による算定の基準は、前項、緑化計画の手引き（地上緑化）と同様とするため、参照すること。 ・ 地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超えない範囲で計上できるものとする。 ただし、公開性が十分に有ると判断される場合はこの限りではない。 ・ 別途、植栽計画図・緑化求積図を提出すること。															
壁面緑化	・ 地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超えない範囲で計上できるものとする。 ただし、植栽基盤そのものを壁面に設置する場合は、その限りではない。 ・ つる性植物等は生育に必要な補助資材を設置すること。十分に生育していない場合、補助資材の面積を緑化面積として算定できるものとする。 ・ 既につる性植物でおおわれている場合、その面積を緑化面積として算定することができる。 ・ 傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の鉛直投影面積を緑化面積として算定する。 ・ 別途、植栽計画図・緑化求積図を提出すること。補助資材を用いる場合は、用いる資材について、別途提出すること。															

〔備考〕

- 人工地盤緑化とは主に、デッキ等、人工構造物の上に植栽することを指します。
- つる性植物で壁面緑化を行う場合、1 mにつき3本以上を目安に植栽してください。
- ネットフェンスにつる性植物を巻き付けるなどの緑化は、壁面緑化と認められません。
- 屋上緑化は最上階のみではなく、^{ひさし}庇にかからない、ルーフバルコニー等も屋上緑化として計上可能ですが、専用使用の場所については計上できません。

壁面緑化 別添資料のイメージ図



(補助資材については、より詳細に記載してください。)

※本図は規定の参照用に作成されたものです。正確な縮尺等で作成されたものではありません。

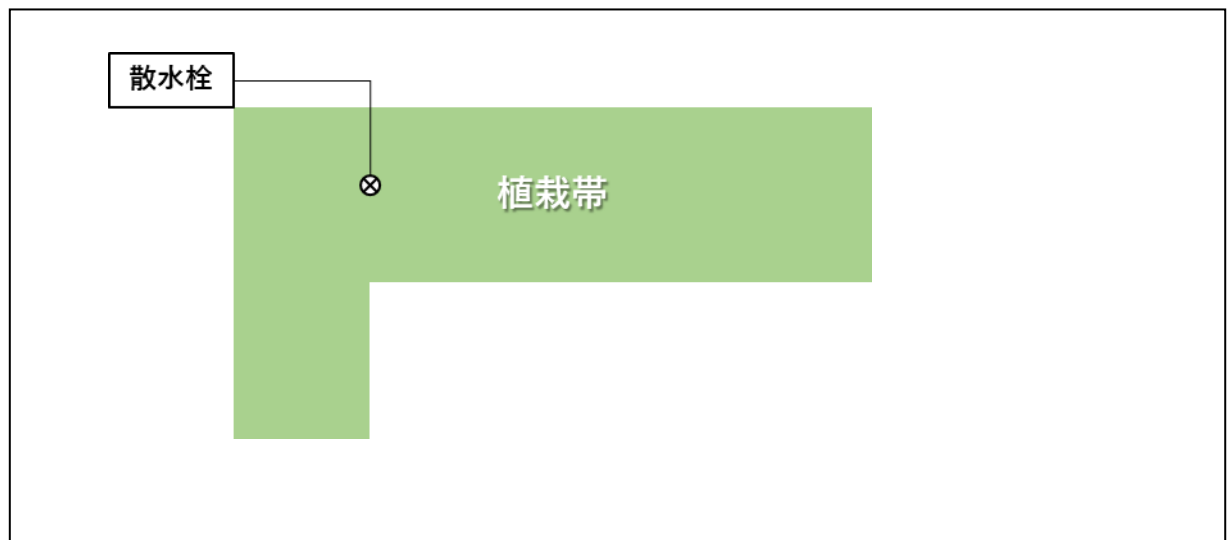
樹木等の植栽方法、灌水施設等の整備等の基準

項 目		基 準 内 容															
植栽方法の整備基準	樹木配置	・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること。															
	植栽床深さ	・植栽された樹木の良好な生育を図るため、下記表による土被り以上を目安に確保のこと。 <table><tr><th>項 目</th><th>保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ</th><th>客土厚さ</th></tr><tr><td>高 木</td><td>40cm以上</td><td>80cm以上</td></tr><tr><td>中 木</td><td>30cm以上</td><td>60cm以上</td></tr><tr><td>低 木</td><td>20cm以上</td><td>40cm以上</td></tr><tr><td>地被類</td><td>10cm以上</td><td>20cm以上</td></tr></table>	項 目	保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ	高 木	40cm以上	80cm以上	中 木	30cm以上	60cm以上	低 木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上
	項 目	保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ	客土厚さ														
	高 木	40cm以上	80cm以上														
	中 木	30cm以上	60cm以上														
低 木	20cm以上	40cm以上															
地被類	10cm以上	20cm以上															
客土	・排水性、保水性の向上のために土壌改良等を行うものとする。 ・客土は次の割合で土壌改良材を混入すること。〔容積比で（良質土：有機質土壌改良材：無機質土壌改良材＝6：2：2）〕 ・壁面、屋上等の特殊緑化は、その緑化に適した土被りを確保し、排水性、保水性の向上のための対策を行うこと。																
環境対策	・自然環境への配慮として、現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。 ・野鳥の食餌木となる樹木の植栽に努めること。 ・都市環境や都市景観の形成及び断熱による省エネルギー効果等から建築物の屋上等に公開性のある緑化の促進を図ること。																
灌水施設等の整備基準	灌水施設	・植栽された樹木に十分灌水できるように、灌水設備を整備すること。 ・必要に応じて自動灌水設備の設置等も考慮すること。 ・給水管の維持管理上その敷設位置を明らかにするように努めること。															
	支柱	・樹木の活着を図るため、焼杭又は防腐処理杭等の樹種に応じた形式の支柱を設置すること。															
その他		・大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書を締結する必要がある場合は、大阪府と協議すること。 ・開発行為に係る相当規模の一団の戸建住宅用地は、緑地協定を締結に努めるものとする。 ・接道部の樹木等には樹名板の設置に努めること。 ・その他詳細については、市長と協議すること。															

【備考】

- 手撒き用の散水栓でも十分な管理が可能であると認められる場合、灌水設備の整備として認めております。ただし、可能な限り自動灌水を設置してください。
- 灌水設備の位置等は別途資料を用意するか、植栽計画書に記載してください。

散水栓の図示について



庇の下などに緑地を配置した場合、灌水設備の位置等を示した図を添付した場合に限り、緑化面積に加算することができます。

5 よくある質問

1. 大阪府条例に基づく緑化計画について
2. 時点の異なる緑化計画整備マニュアルについて
3. CAD を用いた緑化求積図の作成について
4. 緑化完了届について
5. 灌水設備の設置に伴う算定可能な緑地について
6. 低木の植栽密度について
7. 「公開性が十分にある屋上緑化」について
8. 福祉施設等の緑化率について
9. 緑化計画書の提出について
10. 緑化計画書の決裁について
11. 変更協議について
12. メールアドレスについて

Q1.敷地面積が1000㎡を上回っている。大阪府条例の緑化計画も提出が必要か。

A.吹田市では、**府条例は適用除外**となります。吹田市の条例に従い、緑化計画書を提出してください。

Q2.時点の異なる緑化計画整備マニュアルが公開されており、どれを読めばいいかわからない。

A.吹田市開発事業の手続き等に関する条例の経過措置に定められているとおりです。「大規模開発事業構想届出書」、「中規模開発等事前協議承認申請書」の提出日に応じて適用される時点が変わります。

例：令和6年2月1日に大規模開発事業構想届出書を提出した場合は、令和6年3月31日までのマニュアルを確認。

Q3.緑化の求積図はCADで作成しても構わないか。

A.CAD 求積で作成していただいても構いません。ただし、完了検査の際に実測確認するため、植栽帯の辺長を記載してください。

Q4.緑化について、完了検査の際に必要な書類は何か。

A.公園みどり室では、植栽工事完了後に緑化完了届の提出を求めています。開発審査室に提出する完了届とは別に、公園みどり室に緑化完了届の鑑と図面を添付して提出してください。緑化完了届の様式は吹田市公式ホームページで公開しています。

Q5. 灌水設備を設置すれば、^{ひさし}庇の下でも、緑化面積は算定できるか。

A. 低木、芝・地被類については、算定可能です。ただし、庇などの人工構造物と重複する中高木、ならびにシンボルツリーは、灌水設備を設置しても算定できません。

Q6. 低木の植栽密度について、樹種に応じて適切な…と記載があるが、具体的な指標はあるか。

A. 目安として、6～8 株/㎡程度の密度が挙げられます。ただし、植栽密度については樹種の規格を考慮しながら、柔軟に対応する方針です。参考程度に植栽計画を作成してください。

Q7. 屋上緑化について、公開性が十分にある屋上緑化とは何か。

A. 商業施設の屋上庭園等、不特定多数が立ち入り、鑑賞することが可能な植栽帯を想定しています。

Q8. 福祉施設など、施行規則に定められた建築物の用途に当てはまらない建築物の緑化率について知りたい。

A. 宿泊の可・不可が判断の指標となります。建築物を実質的に住宅として扱う場合（老人ホームや入院施設など）、緑化率は住宅の値を取ります。念のため、一度担当者に御確認ください。

Q9. 緑化計画書の提出について、郵送や、メールで送信するのは可能か。

A. 緑化計画書について、郵送は可能ですが、**メールによる提出は認めていません**。内部の修正図面については、メールでの送付も可能です。ただし、緑化計画書の鑑については、中の図面と照合するよう、手書きで修正していただいております。

Q10. 緑化計画書を提出してから決裁完了までどの程度の期間がかかるか。

A. 修正等なく、円滑に手続きが進むと、およそ**2週間程度**で決裁がおります。決裁がございましたら御連絡差し上げます。

Q11. 協議後に計画変更が生じたが、変更協議が必要か。

A. 原則として、変更によって緑地に増減が生じない場合は、協議の必要はありません。ただし、一部の長期にわたる計画などは、経緯把握の為に協議をしている場合もあります。一度担当者に御確認ください。

Q12. メールを送信したいがアドレスがわからない。

A. dousei-kouen@city.suita.osaka.jp

緑化協議についてのメールであると分かるよう、「緑化計画書について」や、「敷地内緑化について」等、簡潔に件名を記載した上、本文の文頭に、公園みどり室の協議担当者氏名を記載して送信して下さい。

6 提出書類

公園みどり室との緑化協議の際には、『緑化計画書』として下記表に記載した図書を、原則A4で

正副2部提出してください。

添 付 書 類	
① 緑化計画書	吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則第35条第2項に規定する緑化計画書（様式第28号）
② 付近見取り図	付近の見取り図を提出すること。
③ 緑化求積図	縮小及び拡大コピーは不可（図面のチェックのため）縮尺を記載し、縮尺どおりの図面を提出すること。
④ 建物立面図	可能な限り4面。屋根の下に植栽されていないか確認するため、必要な情報を図示すること。
⑤ 植栽計画図	平面図、樹種名、規格、本数、散水栓等を記載すること。
⑥ その他図面	植栽断面図、日影図等必要に応じた図面等、屋上緑化や壁面緑化の図面についても別途提出すること。
⑦大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書の写し（該当する場合）	1ha以上で下記に掲げる自然環境に影響を及ぼす行為をしようとする者は自然環境の保全と回復に関する協定を知事と締結しなければならない。 1. ゴルフ場の建設 2. 住宅地の造成 3. 事務所又は事業所の敷地の造成 4. レクリエーション施設の敷地の造成 5. 墓地の造成 6. 業として行う産廃物の埋め立て処分

開発行為が完了し、植栽工事が終了後、すみやかに『緑化完了届』として下記表に記載した図書を、原則A4で1部提出してください。

なお、2部お持ちいただいた場合は、収受印を押印して1部返却いたします。

添 付 書 類	
① 緑化完了届	吹田市敷地内緑化協議において植栽工事終了後に提出を求める緑化完了届
② 位置図	付近の見取り図を提出すること。
③ 緑化求積図	縮小及び拡大コピーは不可（図面のチェックのため）縮尺を記載し、縮尺どおりの図面を提出すること。
④ 植栽計画図	平面図、樹種名、規格、本数、散水栓等を記載すること。
⑤ 竣工写真	植栽計画図とともに提出すること。矢印等で撮影方向を示し、緑地の写真を提出すること。
⑥ その他図面	植栽断面図、日影図等必要に応じた図面等、屋上緑化や壁面緑化の図面についても別途提出すること。

上記様式の鑑は、吹田市役所公式ホームページ、「開発事業に伴う敷地内緑化に関する協議」に掲載されております。御確認ください。（ページ番号：1009800）

7 参考

以下は、緑化計画書作成の際にご参照ください。

ア 緑化の効果

項 目	効 果
気象緩和作用	緑陰、照り返し防止、緑の水分蒸発作用による微気象の緩和
雨水貯留機能	雨水の急激な流出抑制
大気浄化作用	CO ₂ やNO _x 、粉塵などの汚染物質の吸収、吸着効果
騒音低減	樹木による音の吸収反射効果
延焼抑制	樹木中の水分放出、熱エネルギーの遮断等による火災延焼防止効果
生物生息空間の確保	鳥の餌場や営巣場、昆虫の餌場や繁殖場、鳥や昆虫の移動コースが形成され、多様な生物種の確保とそれによる天敵の出現等自然環境の回復効果
安らぎ作用	みどりによる疲労回復、ストレスの軽減効果
情操教育作用	身近にみどりが存在することによる、環境教育の場の提供効果
地球温暖化対策	光合成によるCO ₂ の吸収とO ₂ の供給効果
省エネルギー効果	屋上壁面緑化により日射が遮られ、屋上面や壁面からの焼込みが軽減し、室内温度の上昇の抑制と冷房運転の消費電力の削減効果
建物の保護効果 省エネルギー効果	屋上壁面緑化により酸性雨や紫外線が軽減され、建物の劣化や温度変化の緩和による冬季における保温効果
付加価値効果	公開性があり景観に配慮した地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化等は、宣伝、集客、イメージアップ効果がある

イ 植栽時期

種 別 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備 考
常 緑			●→			●→			●→				
落 葉		●→									●→		
針 葉	●→								●→				

ウ 一般的な樹木

	常緑樹	落葉樹
高木	カシ類、スダジイ、ユズリハ、カイズカイブキ、タブノキ、トウネズミモチ、クスノキ、クロガネモチ、マテバシイ、モッコク、サンゴジュ、ヤマモモ、タイサンボク等	コナラ、ハナミズキ、コブシ、ムクノキ、サクラ類、モミジ類、エゴノキ、サルスベリ、エノキ、ナツツバキ、カツラ、ケヤキ、マンサク、ヤマボウシ等
中木	キョウチクトウ、ヒサカキ、ツバキ、マサキ、ネズミモチ、キンモクセイ、ヒイラギ等	モクレン、ウメ、ニシキギ、ロウバイ、ニワトコ、マユミ、リョウブ、ライラック等
低木	アオキ、ジンチョウゲ、アセビ、サツキ、ツツジ類、カンツバキ、クチナシ、ナンテン、シャリンバイ、ヒペリカム・カリシナム、ビョウヤナギ、フッキソウ等	アジサイ、サンショウ、レンギョウ、ドウダンツツジ、ユキヤナギ、ハギ、コデマリ、ムラサキシキブ、サンシュユ、ヤマブキ、エニシダ等

エ 花のきれいな樹木

月	常緑樹	落葉樹	特殊樹・つる物
1月	ツバキ（紅・桃・白）、サザンカ（紅・白）、カンツバキ（紅）	ウメ（紅・白）、ロウバイ（淡黄）	
2月	ツバキ（紅・桃・白）、ジンチョウゲ（白・紫）	ウメ（紅・白）、ロウバイ（淡黄）、マンサク（黄）	
3月	オガタマノキ（白）、ジンチョウゲ（白・紫）、アセビ（白）、ツバキ（紅・桃・白）	ウメ（紅・白）、モモ（桃・白）、マンサク（黄）コブシ（白）、サンシュ（黄）、オウバイ（黄）、レンギョウ（黄）、ボケ（紅）	
4月	オトメツバキ（桃）、ゲッケイジュ（淡黄）、ジンチョウゲ（白・紫）、アセビ（白）、クルマツツジ（紅・桃・白）	モモ（桃・白）、ハナズオウ（紫）、コブシ（白）、シモクレン（紫）、ハクモクレン（白）、ソメイヨシノ（薄桃）	フジ（紫・白）、アケビ（淡紫）
5月	タイサンボク（白）、トベラ（白）、シャリンバイ（白）、ヒラドツツジ（紅・桃）、サツキ（紅紫）	ホオノキ（白）、ユリノキ（黄緑）、ヤマボウシ（白）、エゴノキ（白）、ニセアカシア（薄黄）、コデマリ（白）、エニシダ（黄）、オオデマリ（白）、ヤマブキ（黄）等	テイカカズラ（白）、スイカズラ（白）、ツキヌキニンドウ（暗紅）
6月	タイサンボク（白）、サツキ（紅紫）、コクチナシ（白）、クチナシ（白）、キンシバイ（黄）、ビョウヤナギ（黄）	カイコウズ（赤）、センダン（白）、ライラック（紫・白）、アジサイ（青・紫）、ガクアジサイ（青）、シモツケ（淡紅）	
7月	キョウチクトウ（赤・白）、キンシバイ（黄）、ビョウヤナギ（黄）	カイコウズ（赤）、ネムノキ（紅）、ナツツバキ（白）、サルスベリ（紅・白）、フヨウ（紅・白）、ムクゲ（赤紫・白）、エンジュ（薄黄）、アジサイ（青・紫）、ガクアジサイ（青）	ノウゼンカズラ（橙）
8月	アベリア（淡紅）	サルスベリ（紅・白）、フヨウ（紅・白）、ムクゲ（赤紫・白）	ソテツ（橙黄）
9月	アベリア（淡紅）、キンモクセイ（黄）	サルスベリ（紅・白）、フヨウ（紅・白）、ミヤギノハギ（紫）、ヤマハギ（紫）	
10月	キンモクセイ（黄）、ヒイラギモクセイ（白）、アベリア（淡紅）	バラ（各種）	ツルバラ（紅）
11月	ヒイラギ（白）、サザンカ（紅・白）、ヤツデ（白）		
12月	サザンカ（紅・白）、ツバキ（紅・桃・白）、ビワ（白）、カンツバキ（紅）	ロウバイ（淡黄）	

オ 性質別による樹木

性質 種別	日影に強い	風に強い（潮風）	乾燥に強い
常緑樹	イスノキ、イヌツゲ、オガタマノキ、カクレミノ、ゲッケイジュ、サカキ、サザンカ、スダジイ、タラヨウ、ツバキ、トウネズミモチ、ネズミモチ、ヒイラギ、ユズリハ等	アラカシ、ウバメガシ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ツバキ、ネズミモチ、ヒイラギ、マテバシイ、ヤマモモ、等	イスノキ、ウバメガシ、ヤマモモ、ユウカリ等
落葉樹	ニワトコ、ヒメシャラ、ブナ、リョウブ等	アキニレ、エノキ、カシワ、コナラ、サルスベリ、シダレザクラ、トネリコ、ナンキンハゼ、ニセアカシア、ネムノキ、ハナモモ等	イチョウ、ウメ、エンジュ、コナラ、サクラ、ニセアカシア、ハンノキ、シダレヤナギ等
常緑低木	アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、クチナシ、シャクナゲ、ヒイラギナンテン、ヒサカキ、マサキ、ヤツデ等	アオキ、アベリア、イヌツゲ、シャリンバイ、トベラ、ナワシログミ、ナンテン、マサキ、マルバシャリンバイ等	アセビ、アベリア、トベラ、ナワシログミ、ナンテン、ヒラカンサ、マサキ等
落葉低木	アジサイ、ガクアジサイ、ムラサキシキブ等	ガクアジサイ、コデマリ、ナツグミ、ハコネウツギ等	エニシダ、オウバイ、ナツグミ、ボケ等

性質 種別	亜硫酸ガスに強い	排気ガスに強い
常緑樹	アラカシ、イヌツゲ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシ、タイサンボク、ツバキ、ネズミモチ、ヒイラギモクセイ、マテバシイ、モッコク、ユズリハ等	ウバメガシ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、タブノキ、トウネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、マテバシイ、モッコク等
落葉樹	アオギリ、イタヤカエデ、エンジュ、カシワ、カロリナポプラ、コナラ、シダレヤナギ、スズカケノキ、トウカエデ、トチノキ、トネリコ、ヤマボウシ、ユリノキ等	アオギリ、アキニレ、イチョウ、ザクロ、シダレヤナギ、スズカケノキ、トウカエデ等
常緑低木	アオキ、アベリア、イヌツゲ、カンツバキ、シャリンバイ、トベラ、ナワシログミ、ヒイラギナンテン、ヒラカンサ等	アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、トベラ、ナンテン、ヒイラギ、ヒラカンサ、ヤツデ等
落葉低木	アジサイ、ボケ、ムクゲ、ロウバイ等	レンギョウ等

カ 機能、用途による樹木

機能、用途種別 種 別	防音	防風	防火
常緑樹	ウバメガシ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、ツバキ、トウネズミモチ、ヒイラギモクセイ、等	カシ類、クスノキ、サンゴジュ、シイノキ、タブノキ、ツバキ、マサキ、マテバシイ等	キョウチクトウ、サンゴジュ、サザンカ、タラヨウ、ツバキ、マサキ、マテバシイ、モッコク、モチノキ等
落葉樹		カシワ、ケヤキ等	
常緑低木	アオキ、アセビ、アベリア、イニツゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トベラ、ナワシログミ、ヤツデ等		アオキ、カナメモチ、ヒサカキ、ヤツデ等
その他		タケ類	

キ 香りの良い樹木

樹種	香りの良い植物	開花時期
常緑	オガタマノキ	2～4月
	カラタネオガタマ	5～6月

樹種	香りの良い植物	開花時期
常緑	クチナシ	5～6月
	コクチナシ	6～7月

中高木	タイサンボク	5～6月	低木	ジンチョウゲ	3～4月
	キンモクセイ	9～10月		ラベンダー	6～7月
	ヒイラギモクセイ	10～11月		ブッドレア	7～9月
	ゲッケイジュ			ライラック	4～6月
落葉中高木	ウメ	2～4月	落葉低木	ロウバイ	1～2月
	コブシ	2～3月		バイカウズキ	4～5月
	シモクレン	3～4月		スイカズラ	4～5月
	ハクモクレン	3～4月		タイカカズラ	5～6月
	リョウブ	7～9月	つる	フジ	4～5月
	サンショウ	4～5月		ツルバラ	5～6月
	ニセアカシア	3～4月			

ク 壁面緑化に適した樹木

樹 種	壁面緑化に適した植物	
常 緑 つる植物	乾燥に強い	オオイタビ、カロライナジャスミン、キズタ、スイカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズ、ヘデラ類、ピンカマジョール等
	大気に強い	イタビカズラ、オオイタビ、キズタ、テイカカズラ、ヘデラ類等
	日影に強い	イタビカズラ、キズタ、テイカカズラ等
	風に強い	イタビカズラ、オオイタビ、キズタ、シカズラ、テイカカズラ、ヘデラ類等
	被覆が早い	オオイタビ、スイカズラ、ツリガネカズラ
	下垂に適した	イタビカズラオオイタビ、スイカズラ、ツリガネカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ等
落 葉 つる植物	乾燥に強い	アケビ、トケイソウ、ナツスタツルバラ等
	大気に強い	キウイ、トケイソウ、ナツスタ、ノウゼンカズラ、フジ
	日影に強い	アメリカズタ、ツルアジサイ
	風に強い	ナツスタ、ノウゼンカズラ、フジ等
	被覆が早い	キウイ、ツルウメモドキ、タツスタ、ノウゼンカズラ
	下垂に適した	キウイ、クレマチス類、トケイソウ
常 緑 低 木	乾燥に強い	コトネアスター類、ハイバクシン
	大気に強い	コトネアスター類
	風に強い	ハイバクシン
	下垂に適した	コトネアスター類、ハイバクシン

ケ 屋上緑化に適した樹木

樹 種	屋上緑化に適した植物	
常 緑 中 高 木	乾燥に強い	イヌマキ、カイズカイブキ、キョウチクトウ、クスノキ、サザンカ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヤマモモ、マテバシイ等
	大気に強い	カイズカイブキ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、モッコク、ツバキ類、ヤマモモ等
	日影に強い	イニツゲ、オガタマノキ、カクレミノ等
	風に強い	イヌツゲ、カイズカイブキ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、ヒイラギ、タブノキ、ユズリハ等
落 葉 中 高 木	乾燥に強い	アキニレ、アメリカデイゴ、ウメ、ネムノキ、ハナモモ等
	大気に強い	アキニレ、アメリカデイゴ、コブシ、ネムノキ、マンサク等
	日影に強い	トチノキ、ハンカチノキ
	風に強い	アメリカデイゴ、コブシ、サルスベリ、ナンキンハゼ
常緑低木	乾燥に強い	アセビ、アベリア、コトネアスター類、シャリンバイ、ボックスウッド、ピラカンサ類等
	大気に強い	アセビ、アベリア、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、ピラカンサ類、ボックスウッド等

	日影に強い	アセビ、アベリア、クチナシ、シャクナゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、ボックスウッド等
	風に強い	コクチナシ、サツキツツジ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ボックスウッド等
落葉低木	乾燥に強い	エニシダ、ハンスオウ、ボケ、ユキヤナギ等
	大気に強い	エニシダ、ヒュウガミズキ、レンギョウ
	日影に強い	アジサイ、ユキヤナギ、レンギョウ、ニシキギ等
	風に強い	エニシダ、ハコネウツギ、ヒュウガミズキ等
グラウンドカバー	乾燥に強い	オカメザサ、クマザサ、コクマザサ、シバザクラ、マツバギク等
	日影に強い	シャガ、フッキソウ、ヤブラン、ジャノヒゲ等
	風に強い	マツバギク等

コ 野鳥の食餌に使用する樹木

食 餌 植 物		成 熟 期	野 鳥 番 号
常 緑 樹	アオキ	12 月	21,22
	クスノキ	10～11 月	3,6,8,11,14,21,22,26,27,29,30
	クチナシ	10～12 月	21,22,27
	加ガササ	11～12 月	3,8,10,14,19,21,22,30
	サザンカ	10 月	11,22,27
	サンゴジュ	9～11 月	22,26
	シラカシ	10 月	7,10,14,28
	ツバキ	10 月	22,27,28
	ネズミモチ	10～11 月	3,6,8,11,21,22,29,30
	ピラカンサ	10～11 月	3,18,21,22,26
針 葉 樹	イチイ	10 月	2,7,9,17,19,21,22,28,30
	イヌマキ	10 月	17,22,
	クロマツ	10 月	9,10,11,14,16,19,20,23,28,29
	ヒノキ	10～11 月	9,29
落 葉 樹	イイギリ	10～11 月	6,14,22
	ウメ	6 月	4,22,27
	エゴノキ	10 月	7,8,10,11,14,17,22,28,29
	エノキ	10 月	3,6,8,14,15,17,19,21,22,26,27,30
	センダン	9～10 月	6,8,19,22,26,
	ソメイヨシノ	6 月	3,4,6,7,8,10,11,15,16,22,26,27,28
	トネリコ	10 月	10,29
	ハゼノキ	10～11 月	1,2,5,8,10,11,13,14,16,17,18,21, 22,26,27,29,31
	ハナミズキ	10 月	6,21,22
	ヤブデマリ	10 月	10,14,21
つ る 物	キズタ	4～5 月	3,21,22,30
	スイカズラ	10 月	22,27
	ツタ	10～11 月	3,7,8,10,16,21,
	ノダフジ	10～11 月	8,10,11,24,29

野鳥の種類		野鳥の種類	
1	アオゲラ	17	シメ
2	アカゲラ	18	ジョウビタキ
3	アカハラ	19	シロハラ
4	ウソ	20	スズメ
5	オシドリ	21	ツグミ
6	オナガ	22	ヒヨドリ
7	カケス	23	ホウジロ
8	カラス	24	マガモ
9	カワラヒワ	25	マヒワ
10	キジ	26	ムクドリ
11	キジバト	27	メジロ
12	コガモ	28	ヤマガラ
13	コゲラ	29	ヤマドリ
14	コジュケイ	30	レンジャク
15	コムクドリ	31	ルリビタキ
16	シジュウカラ		

サ 参考文献

- ・都市建築物の緑化手法 東京都新宿区 2004.4
- ・新、緑空間デザイン植物マニュアル (財)都市緑化技術開発機構、特殊緑化 共同研究室 1996.7
- ・植栽の設計、施工、管理 中島 宏 1992.9